

似顔絵捜査官に関する訓令

平成27年6月26日

警察本部訓令第28号

警察本部長

似顔絵捜査官に関する訓令を次のように定める。

似顔絵捜査官に関する訓令

似顔絵捜査官に関する訓令（平成14年埼玉県警察本部訓令第49号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、似顔絵作成に関する卓越した技能を有する職員を、迅速かつ効果的に活用するため、埼玉県警察における似顔絵技能検定（以下「検定」という。）の実施並びに似顔絵捜査官の指定及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 似顔絵技能検定

（実施責任者）

第2条 検定の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は刑事部長とする。

（検定の科目）

第3条 検定の科目は、「顔写真の模写」及び「仮想目撃者から聴取して描く似顔絵」とする。

（検定の実施）

第4条 検定は、随時行うものとする。この場合において、実施責任者は、実施日時、場所その他必要事項をあらかじめ各所属長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた所属長は、所属の職員に周知させ、受験者を取りまとめの上、実施責任者に報告しなければならない。

（合格者の決定）

第5条 実施責任者は、検定を実施したときは、速やかに当該検定合格者を決定するものとする。

2 合格の基準は、似顔絵技能検定合格基準表（別表）のとおりとする。

（合格者の報告及び通知）

第6条 実施責任者は、検定を実施した都度、合格者を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、当該合格者の所属長に通知するものとする。

(検定の管理)

第7条 検定に係る職員の情報の管理及び事務の処理については、埼玉県警察情報管理システムによる職員情報総合管理システムにより行うものとする。

第3章 似顔絵捜査官の指定及び運用

(似顔絵捜査官の指定等)

第8条 所属長は、次の各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、似顔絵捜査官として適任と認められる職員を似顔絵捜査官推薦書（別記様式第1号）により、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）を経て本部長に推薦するものとする。

- (1) 過去3年以内に10枚以上の似顔絵作成の実績があること。
- (2) 検定取得後、3年以上の似顔絵作成経験を有していること。
- (3) 過去に似顔絵を端緒とした犯人検挙等の事例があること。
- (4) 各部位の描き分け方、陰影のつけ方等に卓越した技術を有すること。

2 鑑識課長は、前項の規定により推薦された職員の中から、真に適任と認める者を似顔絵捜査官として選考するものとする。

3 本部長は、前項の選考に基づき、似顔絵捜査官指定書（別記様式第2号）により似顔絵捜査官を指定するものとする。

(似顔絵捜査官の運用)

第9条 所属長は、犯罪を捜査する上で似顔絵を必要とするときは、似顔絵捜査官派遣要請書（別記様式第3号）により、鑑識課長を経て本部長に似顔絵捜査官の派遣を要請することができる。

2 本部長は、前項の要請を受けたときは、適任と認められる似顔絵捜査官を派遣するものとする。

(報告)

第10条 前条の規定により似顔絵捜査官の派遣を受けた所属の長は、似顔絵捜査官が作成した似顔絵の活用状況及び結果を鑑識課長に報告するものとする。

(教養訓練)

第11条 鑑識課長は、似顔絵捜査官に対し、必要に応じて似顔絵作成に関する教養訓練を行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に改正前の似顔絵捜査官に関する訓令の規定により指定された似顔絵捜査官は、この訓令の規定により指定された似顔絵捜査官とみなす。

【別表及び別記様式省略】